

防災行政無線放送を確実に伝えるために 高齢者のみ居住世帯へ戸別受信機を貸与します

☎ 危機管理防災課 消防交通係 ☎096(232)2110

災害時の避難情報や町のお知らせ情報などを確実に伝達するため、町在住で75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、防災行政無線の音声を自宅内で聞くことができる「戸別受信機」を貸与します。

貸与内容

戸別受信機 1 式

※無償で貸与します。

対象世帯

75歳以上の人のみで住む世帯(昭和26年3月31日以前に生まれた人のみでお住まいの世帯が対象です)

※今年度内(令和8年3月31日(火)まで)に75歳の誕生日を迎える人までが対象です。

※75歳未満の人(昭和26年4月1日以降に生まれた人)が同居している世帯は対象外です。

申込方法

右記QRコードから回答または窓口
に申込書を提出する。

申し込みはこちら→

※対象世帯と想定される世帯へは、事前に申込書を送付しています。



詳しくは
こちら

申込書提出場所

危機管理防災課、光の森町民センター、三里木町民センター、南部町民センター、東部町民センター、西部町民センター、ふれあいの森研修センター

申込期限

7月11日(金)

貸与

戸別受信機の貸与日や貸与方法は、申請者へ後日、改めて文書を送ります。

令和8年1月以降に貸与を予定しています。貸与時期は前後する場合があります。



戸別受信機

社会教育委員を紹介します

☎ 生涯学習課 生涯学習係 ☎096(232)4917

社会教育委員は、社会教育法に基づいて設置され、社会教育に関して教育委員会に助言します。委員は、学識経験者、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う人の中から教育委員会が委嘱しています。任期は、4月1日～令和9年3月31日の2年間です。

町には次の8人の社会教育委員の皆さんがいます。

氏名	行政区など	氏名	行政区など
しとう かずあき 紫藤 和昭	中尾	うの こういち 宇野 功一	三里木
あべ かすみ 阿部香壽美	武2町内	いでうえゆういち 井手上裕一	辛川
さかい めぐみ 酒井 恵	辛川	ますだ りょうえい 益田 亮英	南八久保
つちだ けいし 土田 啓史	曲手	もりた ふじお 森田富士夫	菊陽南小学校長

介護保険負担割合証を送ります

☎ 介護保険課 介護保険係 ☎096(232)2508

7月末に介護保険負担割合証を送ります。介護保険サービスを利用するときの負担割合が記載されています。負担割合は、前年の所得に応じて決定され、一定以上の所得がある人は2割または3割、それ以外の人は1割です。サービスを利用するときは、負担割合証を事業者などにご提示ください。

交付対象者

- 要支援・要介護認定を受けている人
- 事業対象者

有効期限

8月1日(金)～令和8年7月31日(金)



詳しくは
こちら

介護用品の購入費助成を拡充します

☎ 介護保険課 介護保険係 ☎096(232)2508

詳しくはこちら→



菊陽町家族介護用品購入費助成事業

町では、平成12年度から、在宅で高齢者を介護する家族に対し、介護用品の購入費の一部を助成する本事業を実施してきました。

7月からは、この事業をさらに拡大し、次の拡充策に取り組みます。

助成対象者

6月まで	在宅で生活する要介護(3～5)の認定者
7月から	在宅で生活する要介護(1～5)および要支援1・2 ^(※) の認定者

※要支援1・2および要介護1・2の認定者は、排せつに介助が必要な人に限る。

助成対象品目リスト

	対象品目				
6月まで	・紙おむつ ・尿取りパッド ・使い捨て手袋	・ドライシャンプー ・清拭剤			
対象者	要介護3・4・5				
	トイレ用品 (13品目)	入浴用品 (6品目)	歩行補助用具 (2品目)	床周り用品 (6品目)	健康用品 (14品目)
7月から	・紙おむつ ・尿取りパッド ・使い捨て手袋 ・ポータブルトイレ用消臭剤 ・尿器・差込便器 ・便座シート ・使い捨て清拭タオル ・トイレ足元防水シート ・失禁パンツ ・おむつカバー ・清浄綿 ・シャワーボトル ・ポータブルトイレマット	・ドライシャンプー ・清拭剤 ・浴室・浴槽用滑り止めマット ・浴用手袋 ・入浴介助エプロン ・使い捨て清拭タオル	・リハビリシューズ ・車いす用クッション	・防水シート ・体位変換クッション ・介護用箸・スプーン・フォーク ・吸いのみ ・口腔ケア用スポンジ ・口腔ケアウェットティッシュ ・食事前エプロン ・介護用爪切り ・靴下履き補助具 ・滑り止め靴下 ・服薬カレンダー ・口腔保湿剤 ・手指拘縮用クッション	・嚥下補助食品 ・栄養補助食品 ・介護用食器 ・介護用箸・スプーン・フォーク ・吸いのみ ・口腔ケア用スポンジ ・口腔ケアウェットティッシュ ・食事前エプロン ・介護用爪切り ・靴下履き補助具 ・滑り止め靴下 ・服薬カレンダー ・口腔保湿剤 ・手指拘縮用クッション
対象者	要支援1・2 要介護1・2 要介護3・4・5				

※短期入院(入所)中に、病院やショートステイなどで定額購入サービスを利用し、上記品目を購入した場合は、助成対象外。

♥ 補助上限額 年7万5千円

申請方法

初めて申請する人	受給資格認定申請書を介護保険課に提出
既に申請済みの人	助成金交付申請書に購入した介護用品のレシートを添えて、介護保険課または西部支所に提出

